

大都市人事主管者会議へ申し入れ

大都市協、夏季一時金2.5月分以上を要求

大都市協は、5月15日に名古屋市中区で書記長会議を開催し、当面する課題について意見交換するとともに、同地で開催されていた大都市人事主管者会議（労務担当課長会議）に対し、物価高騰に真摯に対応し、職員の生活防衛と改善のために夏季一時金を2.5月分以上支給するよう申し入れました。

大都市協 夏季一時金について、2.5月分以上を支給するよう申し入れる。

主管者会議 民間における今年の春闘では、物価の上昇に賃金の上昇が追い付かず、実質賃金がなかなか上向いて来ないという中で、持続的な賃上げの定着に繋がるかが注目されましたが、大企業では昨年に続き5%以上の、また中小企業においても昨年を上回る賃上げ率となったことについては、私どもも認識しております。

一方、皆様も御承知のとおり、地方自治体を取り巻く情勢は引き続き厳しいものがございます。また、私ども地方公務員の給与等の勤務条件につきましても、各方面から強い関心を集めているところでございます。

このような状況の下、令和7年度の夏季一時金について申し入れをいただいたところでございますが、これにつきましても各都市それぞれに事情もございますので、今後、諸情勢を踏まえながら、各都市において対処してまいりたいと考えております。

大都市労連連絡協議会におかれましては、ただ今申し上げました状況につきまして、何卒御理解いただきますようお願い申し上げます。

2025年5月15日

大都市人事主管者会議
労務担当課長会議 様

大都市労連連絡協議会

申し入れ書

日頃から、大都市自治体に働く職員の賃金・労働条件の改善にご尽力されている貴職に敬意を表します。

昨年1月1日に発生した能登半島地震と、その後の豪雨災害により、いまなお続いている被災地支援の取り組みには各都市からも多くの職員が派遣されている状況にあり、大都市協としても、この間の支援に全面的に協力を行ってきています。

さて、昨年の確定交渉では、各都市で月例給与と一時金を引上げる勧告が行われ、月例給与において初任給の改善が図られたものの、中高年齢層については低率低額の配分にとどまりました。さらに、国際情勢の不安の高まりなどによるエネルギーや食料等の生活必需品の価格高騰に賃金改善が追いつかない中、大都市住民の生命と暮らしを守り支えている職員の生活はますます厳しくなっています。こうした中、生活改善に占める一時金の役割は、より大きなものとなっています。また、定年年齢の引上げに伴い給与の減額措置を受ける60歳超職員や、定年前職員より一時金の支給月数の少ない再任用職員など、極めて理不尽な賃金制度の改善が急務です。とりわけて再任用職員の一時金については、常勤職員と同様の支給月数とすることを強く求めます。

貴職におかれましては、職員が不安なく公務に専念できるよう、大都市での生活実態を直視し、近年の物価高騰に真摯に対応し、民間春闘の状況も踏まえ職員の生活防衛と改善のために、夏季一時金について下記のとおり要求いたしますので、誠意ある回答を求めます。

記

1. 夏季一時金として、2.5月分以上を支給すること。なお、支給にあたっては期末手当に一本化すること。

